

一般に認められた会計原則の 権威化とその機能

加 藤 盛 弘

目 次

- I 一般に認められた会計原則の権威の源泉
- II 一般に認められた会計原則の形成に対する SEC の影響
- III 会計プロフェッションと SEC の補完関係
- IV 一般目的会計としての GAAP 会計の機能

I 一般に認められた会計原則の権威の源泉

アメリカでは会計原則は伝統的に職業会計士集団によって形成されてきた。その会計原則は典型的には、会計プロフェッションによるプロナウンスメント(公式見解)の形態をとって公表される。それは法のなかに規定されることによって実効力をもつということではない。換言すれば、会計プロフェッションのプロナウンスメントとして出されることによって、特定の法目的にのみ適合する会計原則としてではなく、一般目的の会計原則として機能するのである。私的機関である職業会計士の集団が形成する会計原則(「一般に認められた会計原則」といわれる。以下、GAAPとも略称)が、一般目的会計原則であることによって、証券法、会社法、税法などの特定の法の求める会計規定を支え、さらに、その内容となる、というあり方をしていいる。GAAPは私的プロフェッションの見解でありながら、実質上、法制度上の位置をもしめている。しかも、そのようなGAAPの権威の源泉

は第一義的には、その GAAP を形成し、解釈し、適用する職業会計士とその団体のプロフェッショナル性にある。このようなあり方こそ、アメリカ会計制度のきわめて重要な特徴である。

しかし、GAAP の果たす機能が増大し、重要性が増せば増すほど、GAAP の権威の源泉の強化が必要になる。周知のように、1933年証券法と34年の証券取引所法は、証券取引委員会 (SEC) に提出される届出書や報告書に含まれる財務諸表の作成に適用する会計方法の設定権限を、それらの法律を管理する SEC に与えた。しかし SEC は自らその権限を行使して会計方法を設定するという方法とはらずに、最終的な設定権限を法的には留保しながらも、会計方法の具体的設定作業については会計プロフェッションにゆだねる方針をとった。このことを公式に表明したのが SEC 会計連続通牒第 4 号 (1938年 4月25日) である。このことによって、会計プロフェッションが設定する会計原則が、同時に証券法上の会計規定の内容をなすという法による権威づけを得たのである。かくして会計プロフェッションが作成する会計原則 (1938年当時は具体的にはアメリカ会計士協会会計手続委員会の「会計研究公報」) は職業会計士団体のプロフェッショナル性と証券法とによる二重の権威づけを得たのである。この関係は、会計原則の設定機関がアメリカ公認会計士協会 (AICPA) から、形式としては独立の組織である財務会計基準審議会 (FASB) に移った今日においても同じであり、いっそう明確化されている。

会計原則設定機関が AICPA の設置する会計原則審議会 (APB) から FASB に移った 1973年に、SEC は会計連続通牒第 150 号を出して、FASB のステイメントおよび解釈こそが SEC のいう「有力な権威の支持」をもつことを表明した。

一方、AICPA も職業倫理規定 Rule 203 号によって、AICPA のメンバーに FASB のプロナウンスメントへの準拠を義務づけている。

「会計士協会のメンバーは、ある財務諸表が会計士協会評議会の指定する団体によって表明される会計原則から離脱している場合には……、その財務諸表がその固有の状況のゆえに、それらの原則から離脱しなければ誤りになることを証明できないかぎり、その財務諸表は一般に認められた会計原則に準拠して表示されているむねの意見を表明してはならない。」

このように、GAAP は職業会計士集団のプロフェッショナル性と SEC の支持を権威の源泉としている。そして、そのようにして確立された権威に基いて、一般目的会計原則としての機能を果たすものとなっている。そこで、以下、SEC は GAAP 形成にどのように影響し、どのように権威づけを行なうかについてさらに詳しく考察し、そのうえで、GAAP がアメリカ会計制度のなかでどのような位置をしめ、どのような機能を果たすかについて考察しよう。

II 一般に認められた会計原則の形成に対する

SEC の影響

1. SEC の法的権限

さきに述べたように、ASR 第4号によって会計プロフェッションが SEC の会計規定を設定する道が開かれた。そこでまず、この文書の影響する内容を検討するために、その全文を示そう。

「1933年の証券法あるいは1934年の証券取引所法にもとづくルール、レギュレーションに従って当委員会に提出される財務諸表が、有力な権威のない会計原則に従って作成される場合には、たとえ、その事実が監査証明書あるいは財務諸表の脚注において開示されようとも、その事実が重要であるかぎり、かかる財務諸表は誤りであるか、誤解に導くものとみなされる。当委員会と届出書提出会社との間に準拠すべき適切な会計原則について意見の相違がある場合にして、届出書提出会社が採用する実務に有力な権威の支持があり、しかも当委員会のそのことについての見解が、ルール、レギュレーション、その他の公報、あるいは当委員会のチーフ・アカウンタントの意見としてそれまでに表明されていない場合にかぎって、財務諸表そ

のものを訂正することなく、その事実を開示することをもってたり¹。」

この文書は当時のチーフ・アカウンタントであったブラウの説明によれば、以下の2点を明確にしたものである、という。

- (1) SEC はある会計原則が「有力な権威の支持」をもつかどうかを決定する権限を留保した。また、たとえ有力な権威の支持のある会計原則でも、SEC はその会計原則を否認しうる権限を留保した。
- (2) 一方、SEC がそれ以前に逆の立場をとっていないかぎり、有力な権威の支持のある会計原則による財務諸表を受け入れることに同意した。つまり、会計プロフェッションによる有力な支持のある会計原則についての勧告を受け入れる道を開いた。²

つまり、一方では「有力な権威の支持のある会計原則」の最終的決定権は SEC が留保するが、他方では、その会計原則の設定を会計プロフェッションにゆだねる、ということである。ここにはある意味で矛盾する関係が存在している。前者の側面を強調すれば、SEC は会計原則の設定権限を会計プロフェッションに委譲していないことになるし、また、SEC の統制力・権限が前面におし出されることになる。しかし、後者の側面を強調すれば、会計原則の設定はプロフェッションに委任 (delegate) され、SEC とプロフェッションは協力・共同の精神で原則設定の作業をおこなうパートナーシップの関係にある、ということになる。また、SEC の行動自体も問題によっては、あるいは時代によっては、前者の側面が強まったり、後者の側面が強まったりする。この両側面をもつ SEC の影響力が、SEC と会計プロフェッションとの関係についての人々の評価 (認識) の違いを生み出す要因になっているといえよう。

- 1 SEC Accounting Series Release No. 4 (April 25, 1938): Administrative Policy on Financial Statements. (加藤盛弘, 鶴飼哲夫, 百合野正博共訳著『会計原則の展開』森山書店, 1981年, 162ページ。)
- 2 Carman G. Blough, Development of Accounting Principles in the United States, in *Berkeley Symposium on the Foundations of Financial Accounting*, University of California, 1967, p. 6. (加藤, 鶴飼, 百合野, 前掲共訳著, 173-174ページ。)

2. SEC の基本方針

しかし、いずれにしても、SEC は自分自身の手で会計原則を設定する方針はとらなかった。SEC の基本方針は会計プロフェッションに会計原則設定のリーダーシップをとらせることであった。その方針は ASR 第150号によって今日にも引き継がれている。たとえば、アンソニーはつぎのように書いている。

「SEC は会計プロフェッションの機構を通じて会計原則を開発・促進させるために、あらゆることを行なった。会計プロフェッションがすんで行動しようとしないうる緊急の問題に対処するために、SEC は会計原則にかんする若干のプロナウンスメントを作ることを強いられたが、それはしばしば行なったことだし、また、会計プロフェッションにその役を引き受ける機会を十分に与えた後に行なったことである。」³

つまり、会計プロフェッションが会計原則を設定するようにしむけてきた、というわけである。しかも、それを強制によってではなしに、協力によっておこなうことを望んできたという⁴。しかし、そのことは SEC が会計プロフェッションのつくる会計原則を自動的に受け入れることにはならない。それでは SEC が議会から与えられた責任を放棄することになるからである。⁵そして、もし、会計プロフェッションがリーダーシップをとらないならば、SEC は乗り気ではないがその意思があることを、しばしばほのめかしたのである。⁶

3 Robert N. Anthony, Showdown on Accounting Principles, in *The Accounting Sampler: An Introduction*, edited by Thomas J. Burns and Henry S. Hendriksen, McGraw-Hill, 1967, p. 279.

4 Manuel F. Cohen, The SEC and Accountants: Co-operative Efforts to Improve Financial Reporting, *The Journal of Accountancy*, December 1966, p. 60.

5 Robert T. Sprouse, The SEC-FASB Partnership, *Accounting Horizons*, December 1987, p. 94.

6 Harold M. Williams, Regulation and the Accounting Profession: The SEC Viewpoint, in *Regulation and the Accounting Profession*, edited by John W. Buckley and J. Fred Weston, Lifetime Learning Publications, 1980, p. 126.

つまり、SEC は会計原則設定の具体的作業を会計プロフェッションにゆだね、その作業過程に関与して種々の影響を与えることによって、議会から与えられた責任を果たすというわけである。それでは、SEC は原則設定に対して、どのようにして、どのような影響を与えるのであろうか。

3. SEC の影響

第1は SEC が存在すること自体が無言の影響をもつということである。⁷なぜなら、SEC は自己の手で会計原則を設定する権限を有し、かつ、会計プロフェッション(私的セクター)の原則設定活動が有効でないならば、自ら設定する用意があることを、しばしば表明しているからである。したがって、会計プロフェッションによる原則設定が有効になしえないならば、SEC が介入してきたり、さらには、会計原則の設定が政府の直接的コントロール下におかれるかもしれない、という圧力を会計プロフェッション側に与えることになる。それゆえ、会計プロフェッションの原則設定機関はつねに SEC の意向を考慮することになる。SEC に受け入れられないような原則を作ることは無意味だからである。ゼフは、会計原則の確立過程の歴史的分析を通じて、その意思決定プロセスに影響を与えた要因は「政府が介入するのではないかという会計プロフェッション側の恐怖であつたように思える」⁸と記している。

つまり、SEC は何か直接的な指示をしない場合でも、会計プロフェッションに無言の影響を与えている、ということである。

第2は管理過程を通じてなされる SEC の影響である。ワイスはアーサー・アンダーセン会計事務所の文書を引用して、つぎのように書いている。

7 Haldon G. Robinson, Impact of the SEC on Accounting Principles and Auditing Standards, in *The Development of SEC Accounting*, edited by Gary J. Previts, Addison-Wesley Publishing Company, 1981, p. 233.

8 Stephen A. Zeff, Some Junctures in the Evolution of the Process of Establishing Accounting Principles in the USA: 1917-1972, *The Accounting Review*, July 1984, p. 447.

「会計実務に対する SEC の最大の影響は——それはときに見すごされるが——SEC が管轄する法律にもとづいて提出される登録届出書および報告書に含まれる財務諸表についての正規の継続的な審査によってもたらされる。提出される財務諸表を受け入れるか(……),あるいは訂正を求めるかをそれぞれのケースにおいて決定するにあたって, SEC は会計実務に対して最大の影響を与える。……このことは SEC がそうしようとする領域における実務の発展を, 静かに, そして公の討論を経ることなしに, 指示することを意味する。」

SEC は会計原則の設定過程ばかりでなく, その管理過程を通じても, 「静かに」会計原則をつくりうる, ということである。

第3は, 会計プロフェッションとの連絡, 意見交換という協力関係を通じてなされる影響力の行使である。

SEC は会計プロフェッションに対して解決すべき問題を提起したり, 特定の会計基準の開発にあたって協力をする。SEC と会計プロフェッションの代表は特定の問題について意見の交換をしたり, 定期的に会合も持つ。さらに, SEC は, 今日では FASB や財務会計基準諮問委員会の会議に正規の委員としてではないが出席し, 意見を表明するし, また The Emerging Issue Task Force の会議にも出席し, 審議に積極的に参加している。¹⁰

SEC はこのような公式・非公式の会議, 意見交換, 連絡を通じて, プロフェッション(私的セクター)による会計原則設定に大きな影響を与えている。

第4は, 直接, 自己の見解を ASR や Regulation として出すことによって影響を与える場合である。

9 Jerold M. Weiss, *The Influence of the SEC on the Development of Accounting Principles: An Historical Perspective*, *The Government Accountants Journal*, Summer 1976, p. 17.

10 Paul B. Miller and Rodney J. Redding, *The FASB: the People, the Process and the Politics*, Richard D. Irwin, 1986, pp. 40, 63 and 131.

4. SEC による会計プロフェッションのサポート

以上考察してきたように、会計原則にかかわる SEC と会計プロフェッションの関係は、(1) SEC が会計原則設定に対する最終的な法的権限を保有する、(2) 会計原則設定の具体的作業は会計プロフェッションにゆだねる、(3) SEC はその設定および管理のプロセスを通じて自己の見解を述べ、反映させる、というようにまとめることができよう。ただ、このような側面のみを指摘すると、その関係は SEC が会計プロフェッションに影響を与える関係、さらには SEC が会計プロフェッションに圧力をかけ、管理する関係と映るであろう。しかし、そのような一面のみを認識するのは適切でない。なぜなら、その関係は同時に、SEC が会計プロフェッションをサポートし、会計プロフェッションの立場を補強する関係でもあるからである。

SEC は会計士がその監査報告書において GAAP からの離脱を指摘すれば、そのような財務諸表は受け入れないという一般的なルールにたっている。¹¹ このことは SEC が会計プロフェッションのつくる会計原則と監査の過程を支持し、プロフェッショナル会計制度を全体として支える関係にあることを意味する。

Weiss はこのことを SEC と FASB との関係で、つぎのように説明している。

FASB の成功も失敗も主として SEC による承認にかかっている。SEC が FASB のプロナウンスメントを順守するようにその法的権限によって義務づけなければ、FASB は成功しないであろう。¹² SEC は FASB に、会計原則設定についてのリーダーシップをとらせ、その会計原則を支持することによって (若干の例外はあるが)、私的セクターによる会計原則設定の

11 Robinson, *op. cit.*, pp. 233-234.

12 Weiss, *op. cit.*, pp. 17-18.

体制を補強してきた。つまり、SEC—会計プロフェッションの関係は、形式としては前者が後者に対して影響力を行使する関係であると同時に、会計プロフェッションによる会計原則設定の体制を、前者が支援・補強する関係でもある、といえる。

このように、会計プロフェッションとSECの関係は複雑である。それだけに、ある一面からのみ理解される可能性も高い。だが、この両者の関係こそがアメリカ会計制度を根底において支えるものであることを考えると、その理解の仕方はきわめて重要になる。

Ⅲ 会計プロフェッションとSECの補完関係

1. 両者の関係についての三つの見解

SECと会計プロフェッションの関係の理解は、ほぼ以下の三つの見解に代表されよう。

(1) Cat's Paw とみる見解

この見解はSECが会計原則決定についての最終的権限をもつことを重視するものである。SECは会計プロフェッション(私的セクター)による会計原則の設定がSECの思うようになされているなら喜んでまかせておくが、ひとたび同意しえないようになると、私的セクターによる原則設定に介入し、圧力をかけ、さらには自己の持つ会計原則設定の権限を直接行使することもある。したがって、SECは会計原則設定に関する権限を何ら私的機関に委任(delegation)¹³していない。私的な原則設定機関は政府の代理機関にすぎない、とみる。会計プロフェッションによる原則設定作業は、まさにSECのお先棒(cat's paw)¹⁴として利用されているのだ、と

13 Maurice Moonitz, *Obtaining Agreement on Standard in the Accounting Profession*, American Accounting Association, 1974, p. 73. (小森暁一訳『アメリカにおける会計原則発達史』同文館, 1979年, 121ページ。)

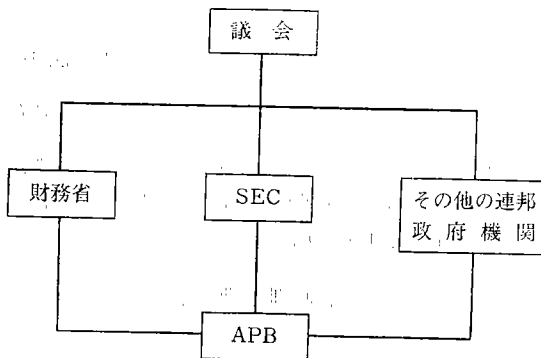
14 *Ibid.*, pp. 16 and 73. (小森, 前掲訳, 27, 120ページ。)

いうことになる。この見解からすれば、SEC が会計プロフェッションによる会計原則とは異なる決定をした投資税額控除の処理 (APB オピニオン2号, 4号, ASR 96号) や石油探査コストの処理 (FASB ステイトメント19号, 25号, ASR 258号) にみられる対立の過程は、会計プロフェッションの従属、SEC の法的権限の行使の代表例として理解されよう。

(2) 経営の分権的構造と同様とみる見解

ホーングレンは、SEC と APB の非公式の組織上の関係は、企業における top management と lower management の関係に類似しているとみる。すなわち、企業の経営において上級経営者が下級経営者に権限を委譲するがごとくに、会計原則設定の構造は、議会が最終的権限をもち、若干の例外事項をのぞいてその権限を SEC に委譲し、さらに SEC がこの権限の大部分を APB に委譲した分権的構造 (decentralized structure) である、とみて¹⁵いる。ホーングレンはその構造を下のように図示している。

第 1 図



出所: Horngren, *op. cit.*, p. 62.

15 Charles T. Horngren, The Marketing of Accounting Standards, *The Journal of Accountancy*, October 1973, p. 62.

そして、つぎのように説明している。

「この分権化された構造の意味は広範囲に及ぶ。SEC も APB も最上位の経営者である議会による拘束をうける。そして全組織単位は顧客、すなわち基準によって影響をうける団体（報告会社、実務家、報告書の利用者）から影響をうける（顧客に受け入れられる基準を作らなければならないという意味で——引用者）。」¹⁶

ホーングレンの意図するところは、「会計基準の形成に影響する力の存在と相互関係を強調する」¹⁷ ことにあったのであろう。しかし、APB のあるメンバーが APB は lower management ではないし、SEC の忠実な下僕でもない、との不満を表明したといわれるように、ホーングレンの見解は「SEC への従属的な役割」¹⁸ において会計プロフェッションを理解する見解として受けとめられたようである。¹⁹

(3) パートナースhipとみる見解

(1), (2) の見解のように、会計プロフェッションを SEC への従属的關係において理解するのではなしに、両者をパートナーシップとみる見解がある。この見方は当然のことながら、とりわけ SEC 関係者に多いようである。

SEC のチーフ・アカウンタントであったバートンが、前記のホーングレンの見方に同意するかと質問されたとき、つぎのように答えたという。

「同意しない。……我々 [SEC と APB] はパートナーシップの關係にある。SEC は拒否権 (veto power) をもつトップ・マネジメントであるとは思っていない。法的にはそのような権利は存在するが。」²⁰

バートンは、SEC と実際に会計原則を設定する会計プロフェッションと

16 *Ibid.*, p. 62.

17 *Ibid.*, p. 63.

18 *Ibid.*, p. 62.

19 Stephen A. Zeff and Thomas F. Keller, editors, *Financial Accounting Theory*, McGraw-Hill, 1985, p. 3.

20 Horngren, *op. cit.*, p. 62.

の関係は、一方的な統制関係ではなく、両者が権限と責任とをもつパートナーシップ関係にある、²¹ と言いたいのである。

SEC 関係者は、SEC は会計プロフェッションに会計原則設定のリーダーシップをとらせ、協力・共同の交友関係を維持してきたことを強調する。たとえば、会計原則の決定に関する主たる責任は誰がもつのか、という1964年の議会での質問に対して、SEC のチェアマンである William Cary はつぎのように答えたという。

「この問題については何年にもわたって、我々は会計プロフェッションときわめて注意深く協力してきた、²² といってまったく間違いないと思う。わたくしはそれを共同責任と理解する。」

また、スプローズは SEC と FASB は独立した組織として、相互に協力している、とみている。

「過去15年の間に、SEC と FASB の作業の関係は、相互に利点があり、すぐれて有効であり、驚くほど賢明であることが証明された。その成功的関係は、一方では SEC コミッショナーと SEC スタッフの、一方では FASB メンバーと FASB スタッフの協力的精神に大きく帰するものである。²³」

またスプローズは、FASB、SEC および独立監査人の関係にふれ、会計基準を設定する FASB も、その基準の適用を強制する SEC も独立監査人のプロフェッションとしての有効性に依存している。三者は共同の使命を持ち、相互に依存しあっている、²⁴ と指摘している。

さらに、この立場からは、両者はたんに協力の関係にあるだけでなく、SEC が会計プロフェッションの作業を積極的に支持してきたという側面が主張される。パートンはつぎのように記述している。

21 John C. Burton, *The SEC and Accounting Profession: Responsibility, Authority, and Progress*, in *Institutional Issues in Public Accounting*, edited by Robert R. Sterling, Scholars Book Co., 1974, p. 275.

22 *Ibid.*, p. 270.

23 Robert T. Sprouse, *op. cit.*, pp. 92-93.

24 *Ibid.*, p. 95.

「SECは設置以来、会計プロフェッションが会計原則の設定においてリーダーとなることを期待してきた。権限と責任はSECによって委譲され、会計プロフェッションはそれを受諾した。」

「一つの重要な例外はあるが、SECは、会計プロフェッションの権威のあるプロナウンスメントに準拠せず²⁵に作成された財務諸表の提出を受け入れないことを、言葉と行為によって示してきた。」

この見解は、SECは会計原則の設定に関する権限と責任を会計プロフェッションに委譲して、会計プロフェッションにリーダーシップをとらせ、その会計プロフェッションの設定する会計原則を「有力な権威の支持」のある会計原則として認め、かつ支持するという積極的な協力・共同の関係を強調するものである。

2. 補完しあう一体の関係

以上考察してきたごとく、SEC—会計プロフェッションの関係は、従属か独立・協力がといった対抗的次元で理解されている。それは一つには、SECが法的には会計原則の設定権限をもちながら、その作業を会計プロフェッションにゆだねるという関係のなかで、ある立場からは(ある場合には)SECの法的影響力に力点をおく理解がなされ、またある立場からは(ある場合には)日常的になされる会計プロフェッションの原則設定作業に力点をおく理解がなされるからであろう。また、このような対抗的な理解を生むもう一つの要因には、アメリカでは会計原則の設定はプロフェッションの仕事であり、プロフェッションにゆだねるべきであって、その過程に政府が介入することを嫌って反撥する風潮が非常に強いことがある。このことから、SECのもつ最終的な法的権限にもとづいて、会計原則の設定が公的セクター(政府、SEC)に移されるかもしれないというおそれへの反撥・非難および私的セクターでの維持の主張がしばしば繰り返される一方で、そのような反撥をおさえるとともに、公的機関の介入を強めるべきで

あるという主張にも対応するために、SEC—プロフェッションの両者の協力・共同の関係が強調されているものと思われる。それらの理解はそれぞれに SEC—プロフェッションの関係の一面を示すものであろうが、そのような側面から両者の関係をみることは、アメリカ会計制度のあり方の解明のうえからは不十分であると思われる。

会計原則の設定機構という側面からみれば、さきのホーングレンの図が示すように、SEC と会計プロフェッションは一体なのである。会計プロフェッションが欠けてはアメリカ会計原則の設定機構はなりたないであろうし、SEC が欠けても、今日では会計原則の権威の維持は不可能であろう。ホーングレンはどれほどの意味を込めて言っているかは解らないが、さきの図を「生産物が会計基準である単一の組織²⁶」であると記している。その全体が会計基準を作り出すための一つの組織である、ということであろう。その組織のなかで、SEC が会計プロフェッションのつくる会計原則をほぼ無条件に受け入れようが、ときには SEC がオーバー・ルールの権限を発揮して、会計プロフェッションとは異なる立場（たとえば、先にあげた投資税額控除や石油ガス会計の例など）をとるとしても、それは会計原則を設定する一つのプロセスであり、基本的には（全体としては）設定された会計原則を権威づけるプロセスとみることができる。かつては会計プロフェッションのみを権威の源泉としていた会計原則に、1938年以降は、SEC の権威補強が加わったのである。さきに引用したワイズ、スプローズ、バートンなどの言うように、SEC は会計プロフェッションの設定する会計原則の権威を補完し、その実務上の適用を促進する制度的位置にあるのである。ときには反対をし、対立的であることがあるとしても、それさえも SEC が独立した機関として公正に会計プロフェッションを指導・管理していることを示すことによって、SEC—会計プロフェッションの関係でな

26 Horngren, *op. cit.*, p. 62.

りたつ会計原則設定機構の公正性をアピールし、その関係を強化する機能を果たしている。つまり、会計プロフェッションと SEC は制度の形式としては相互に独立しており、会計プロフェッションは SEC の支持を期待する関係にあるが、全体としての機能は、ともに GAAP 設定のための組織を構成するものであり、一体であるといえる。

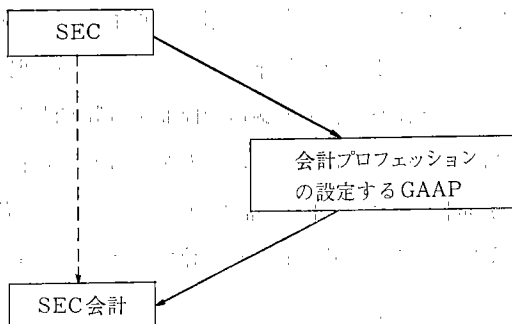
SEC—会計プロフェッションの制度的関係は、会計プロフェッションが設定する GAAP を、SEC の「有力な権威の支持」をもつ会計原則として制度的にその権威を補完し強化する関係である。そのようにして、GAAP に対して SEC による制度的権威強化を与えることによって、GAAP に一般目的会計原則としての大きな役割を担わせるのである。

IV 一般目的会計としての GAAP 会計の機能

1. GAAP 会計と SEC 会計

前項において、会計プロフェッションのつくる GAAP が証券法にもとづく会計規定の内容をなすとともに、その GAAP が SEC の権威によって補完される関係について考察してきた。これまでの考察のかぎりでは、

第 2 図



会計プロフェッションが設定し、SEC が「有力な権威の支持」を持つ会計原則として受け入れる会計原則は、形式としては証券法の規定する登録会社の会計のみを拘束する関係にある（第2図に示す関係のごとし）。しかし実際問題としてはそうではない。第1に SEC に届出書や報告書を提出する会社は、アメリカ産業界の大きな、そして重要な部分を構成する企業であるために、そこで受け入れられる会計原則が産業界において権威と影響力を持つことになる。非登録会社の財務諸表といえども、登録会社の会計実務と異なる場合に、その財務諸表を GAAP に準拠している、と監査人が証明することは困難である。²⁷

さらにまた、1967年改正の SEC ルール 14a-3 において、株主に送られる財務諸表と SEC に提出される財務諸表との間に、会計原則の適用上重要な違いがある場合には、その事実を前者において注記し、そのことから生ずる影響について記述することが義務づけられた。²⁸ 株主に報告される財務諸表は形式的には SEC の管轄下にはないが、会社法が会計手続について実質上何も規定していないことに加えて、このルール 14a-3 が出されたことによって、株主への財務諸表にまで SEC 会計の影響が実質上及ぶことになったことを意味する。

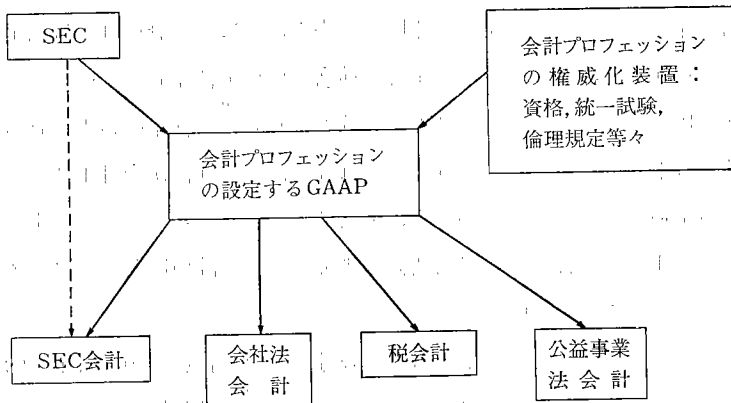
会計プロフェッションはもともと、証券法とか会社法とかの特定目的の会計原則ではなく、一般目的の会計原則を形成してきたし、形成している。その会計プロフェッションに証券法上の会計原則を設定する権限を委譲することによって、SEC との協力のもとに、GAAP を設定させる。その会計原則を SEC が自己の求める「有力な権威の支持」のある会計原則として受け入れる、という制度的関係をつくっている。したがって、会計プロフェッションの設定する GAAP は SEC の会計原則としての地位を

27 Robert N. Anthony, *op. cit.*, p. 279.

28 SEC, *General Rules and Regulations under the Securities Exchange Act 1934*, Rule 14a-3.

与えられ、さらにその政府機関の権威によって実務上の影響力を高められて、会計プロフェッション単独で会計原則を設定するよりは、「一般に認められた会計原則」としての権威をはるかに高めているのである。会計プロフェッションの設定する会計原則は SEC による権威強化をうけ、さらに自己の努力による権威強化措置によって GAAP としての地位を高め、そのことによって、一般目的の会計原則としての機能を果たすのである。ここにアメリカ会計のあり方の特徴がある。このことをさらに、概括的に考察しよう。

第 3 図



2. GAAP 会計と会社法会計

アメリカの会社法においては、会計に関する規定は皆無に近い。たしかに、各州の会社法はどのような条件をみたす場合に配当が可能であるかの規定を持っている。^{付記}しかし、その配当可能額を算出する計算要素である資産、負債、費用、収益、利益等の会計処理規定はない。たとえば、改正前(1983年)の模範会社法 (Model Business Corporation Act (Revised 1969), § 125) においてさえ、Annual Report に含めることを求められる内容は、

(a)会社名と設立した州、(b)登記した会社の事務所の住所、(c)会社の事業の性格、(d)取締役の住所・氏名、(e)授権株式数、(f)発行株式数、(g)表示資本金額、(h)所有財産の価値および事業取引総額、であって貸借対照表および損益計算書が要求されているわけでもなければ、そこに計上される会計上の諸項目についての表示規定や評価規定が示されているわけでもない。その意味で、ゼフが指摘するごとく、まさに「会社法は株式会社の財務報告の内容については事実上サイレントである²⁹」といえる。

〔付 記〕

各州の会社法はそれぞれに配当規定を定めている。バランタインとヒルズはかつて、30年代までの配当規制を以下の4つのタイプに分類した³⁰。

- ① 配当金は剰余金 (surplus)、すなわち資本金を超過する純資産額を限度として支払いうるとする剰余金テスト（あるいは、資本金が損傷されていないときのみ支払いうるという意味で、資本金損傷テスト）。
- ② 配当を利益剰余金のみに限定する利益剰余金テスト。
- ③ 留保利益から配当しうることはもちろん、資本の減損がある場合でも、当期および前期の期間利益から配当できるとする剰余金・純利益の代替テスト。
- ④ 支払不能に陥っていないか、または配当を支払うことによって支払不能に陥らないかぎり、配当を支払うことができる、とする支払不能テスト。

各州の配当規制はこれらの4つのテストのいずれか、またはそれらの組合せからなっていた。

近年この配当規制に変更が加えられた³¹。1977年施行のカリフォルニア会社法は第500条〔株主に対する会社財産の分配—留保利益と資産の要件〕で、以下のような

29 Stephen A. Zeff, *Forging Accounting Principles in Five Countries*, Stipes Publishing Company, 1972, p. 130.

30 Henry W. Ballantine and George S. Hills, *Corporate Capital and Restructurations upon Modern Corporation Laws*, *California Law Review*, Vol. XXIII, No. 3, March 1935, p. 239.

31 例えば、以下の文献を参照されたい。
 並木俊守「アメリカ模範会社法の改正」『企業会計』第37巻第1号（1985年1月）
 並木俊守『アメリカ会社法研究』中央経済社、1980年。
 北沢正啓、平出慶道共訳『アメリカ模範会社法』商事法務研究会、1988年。
 伊藤邦雄「新カリフォルニア会社法の計算規定」『企業会計』第33巻第11号（1981年11月）。
 森川八洲男「アメリカ会計法制の動向（上）」『企業会計』第35巻第8号（1983年8月）。

分配規定(ここでは利益配当だけでなく、自己株式の取得も含めて、株主への分配の意味に拡大されている)を定めた。

「会社またはその子会社は、つぎの場合をのぞき、株主に対して財産を分配してはならない。

- (a) 分配直前の会社の留保利益額が提案された分配額以上であるか、または
- (b) 分配の直後に、

(1) 会社の資産総額(のれん、研究・開発費、繰延費用をのぞく)がその負債総額(繰延税金、繰延収益およびその他の繰延負債をのぞく)の1.25倍以上であり、かつ

(2) 会社の流動資産が流動負債以上である……こと。」

この規定は「純財産額から資本を控除した残額である剰余金(surplus)の中からだけ株主に財産を分配できる」とする伝統的な配当規制方式を廃して、「留保利益の中からだけ株主に財産を分配できる」³²ように変更したものである、という。

また、1983年改正の模範会社法は第6.40条「株主に対する分配」(ここでも分配はカリフォルニア会社法と同様の意味で用いられている)において、分配規制を以下のように定めた。

「……

- (c) 分配はその実行後に、つぎの結果を生ずるときはできない。

- (1) 営業の通常の過程において弁済期が到来する債務を会社が支払うことができなくなるとき、
- (2) 会社の総資産額が、その総負債額に(定款に別段の定めがないかぎり)剰余財産分配優先株をもつ株主の解散にもとづく優先権を満足させるのに必要な金額の合計額を下回るようになるとき。

……」

この規定によれば、「純資産(剰余財産分配優先株があれば、これを控除した額)があれば、それをすべて配当できるのであって、純資産から資本を控除した額(剰余金)が配当できるにすぎないというものではない」。³³カリフォルニア法につづいて模範会社法においても、「資本維持の原則が廃止された」³⁴というわけである。これは配当規制としては重大な変更といえよう。

したがって、配当可能利益の計算規定を含めて(法目的からして特別に定められる資本や剰余金等の規定があれば、その部分をのぞいて)、会社法上の会計の内容は会計プロフェッションの設定するGAAPが担ってきたのであ

32 並木俊守、前掲稿、185ページ。

33, 34 並木俊守、前掲稿、186ページ。

る。また会社法の側も少くとも1930年代以降は、たとえ明示的でないとしても、GAAPに依存してきたと考えられる。このような実質的關係を、近年、会社法の改正にあたって明示する例が出てきている。たとえば、1977年施行のカリフォルニア会社法であり、1983年改正の模範会社法である。

カリフォルニア会社法は第114条において、貸借対照表と損益計算書の作成や、さらに、資産、負債および利益等の会計諸項目の処理は「一般に認められた会計原則」に準拠すべきむねの包括規定を設けた。また、第500条の株主への分配可能額の算定にかんして、「本章において、分配可能な財産の金額は、一般に認められた会計原則にしたがって会社の財務諸表に記載されている財産価額にもとづいて決定されなければならない……」(第500条(2))ことが規定された。

カリフォルニア会社法は改正前においても財務諸表は健全な会計慣行(sound accounting practice)によって作成されなければならないことを定めていたが、改正法はそれを「一般に認められた会計原則」と明記したわけである。並木教授は「これは、従来、会計慣行の適法性について裁判所が判断していたのを改めて、会社が財務会計基準審議会(……)によって決定された会計原則にもとづいて会計処理をしている限り、裁判所がその適法性を争う余地を失なわせようとするものである」と評しておられる。GAAPの法律上の位置あるいは法的効力としては、そのようになるのであろうが、会社法会計におけるGAAPの現実的機能としては基本的変化があったわけではなからう。サイレントな会社法会計規定の内容を会計プロフェッションの設定するGAAPにゆだねるという現実的關係が明文化されたのである。この傾向は1983年改正の模範会社法にも同様にみられる。模範会社法は、さきの「付記」で説明した会社財産の分配可能額を算定する目的での資産および負債金額の決定は、「その状況のもとにおい

て合理的 (reasonable) と認められる会計実務および会計原則に従って作成された財務諸表にもとづくか、公正価額またはその状況のもとにおいて合理的と認められるその他の方法にもとづくことができる」(第6. 40条) としている。ここではカリフォルニア会社法のような「一般に認められた会計原則」という文言はない。また, reasonable な会計実務および会計原則の定義もない。それは会計プロフェッションにまかされることになる。ここでは, 並木教授も言われるごとく, 一般に認められた会計原則によるべきことが想定されているし, 基本原則になっている³⁶, といえる。

このように, 会社法は法文のなかに会計規定を詳細に定めることはなく(事実上, サイレントであり), GAAP にゆだねるか, あるいは GAAP にゆだねることを明記している。つまり, 会計プロフェッションが設定する GAAP とプロフェッションによる判断が会社法会計を支え, その内容をなしているのである。それだけに, GAAP の権威化が必要とされてきたし, また必要とされているのである。

3. GAAP と税会計

アメリカの内国歳入法典 (Internal Revenue Code) には, 会計方法についての以下のような一般規定がある。

「課税所得は, 納税者が自己の帳簿において正規に利益を計算するその会計方法にもとづいて算定されなければならない。」[Sec. 446 (a)] ただし, 「……納税者が用いる会計方法が利益を明瞭に反映しない場合には, 課税所得の計算は歳入局長官 (Secretary) が利益を明瞭に反映すると考える方法によって, なされなければならない。」[Sec. 446 (b)]

このことは, 納税者の用いる方法が利益を明瞭に反映していない, ということでないかぎり, 納税者は正規に用いる会計方法, すなわち, 会計プロフェッションの設定する会計方法によって課税所得を算定しなければならない, という基本的関係を示している。つまり, 課税所得の計算は基

本的には GAAP による会計と調和させるということである。このことをいっそう明確な用語をもって表現しているのが所得税規則 (Income Tax Regulation) 1.44b-1(c)(ii) である。

「……いつ利益を計上するかを決定するにあたって、納税者によって用いられる会計方法は、それが一般に認められた会計原則に合致し、また年々納税者によって継続して用いられ、かつ、所得税規制に合致する場合に受け入れられる……」

ここでは明確に、会計プロフェッションが伝統的に設定してきた、そしてまた現在も設定している GAAP が、所得税規則上受け入れられうる関係にあることが示されている。

だが、GAAP 会計 (=帳簿会計) は税会計と、もとより完全に一致するわけではない。税会計上の益金および損金はそれぞれの条文のなかで規定されている。それ以外の損金を計上することはできない。また、税会計は税法の目的を果たすための固有の政策的な規定 (州債利息の益金不算入のような非課税項目の規定や、加速償却のような政策的な損金控除の規定など) を持っている。また、前受収益の処理や引当金の処理にみられる “accrue” 概念についての考え方の違いからくる差異もある。しかし、GAAP 会計と税会計がほとんどの部分で一致することもまた確かである。³⁷つまり、法が個別に規定する部分をのぞいては、税会計は GAAP に一致するわけである。しかも、アメリカにおいては、わが国のように確定決算主義によって、税会計上の規定が帳簿会計上の内容を実質的に支配するということはない。税務上損金と認められるためには、帳簿会計上も同一の処理をしなければならぬという帳簿要件 (損金経理要件) は後入先出法の処理以外にはない。したがって、税会計によって拘束されることなしに、帳簿会計を行なうことができる。たとえば、帳簿会計上は定額償却を用いながら、税会計上では加速償却を用いることもできる。つまり、税会計は GAAP 会

37. Raby は 95% が一致ずるとしている。(William L. Raby, *The Income Tax and Business Decisions*, third edition, Prentice-Hall, 1975, p. 44.)

計を拘束しないという関係が成り立っている。

このようなあり方は、会計処理方法を税法上で詳細に規定し、その税法上の規定が帳簿会計上の内容を逆に実質的に規定する、というようなわが国のあり方とは、いわば逆のあり方であるといえる。アメリカでは税法は納税申告書の作成方法を規定するものであって、帳簿会計を規定するものではない。帳簿会計は GAAP にもとづいてなされ、その GAAP にもとづく会計が税会計の基礎をなす。納税申告書は帳簿に依拠して作成され、税法固有の調整をして課税所得が算出されるという関係である。したがって、GAAP 会計と税会計の制度的関係は、税法の一般規定にあるがごとく、その課税所得の算定は GAAP 会計に依拠するというあり方である。

税会計もまた、会計プロフェッション(私的セクター)の設定する GAAP に基礎をおくことによって、その課税所得への社会的合意を得る制度になっている。それだけに、GAAP はここでもまた、強力な権威づけを必要とされているのである。

4. GAAP と公益事業会計

アメリカにおける公益事業活動の統制は、今日では、各州政府または連邦政府から権限委譲をうけた各州の公益事業委員会(州内公益事業活動の統制)または連邦政府の各種の統制委員会(州にまたがる公益事業活動の統制)によってなされる。連邦レベルの代表的な公益事業統制委員会には、連邦エネルギー統制委員会(電気、天然ガス)、連邦通信委員会(電信、電話)、州際商業委員会(鉄道・バス)がある。これらの委員会の統制対象の中心はなによりも料金設定である。³⁸

連邦の各種公益事業委員会および州公益事業委員会は料金設定方法を、それぞれ法令・規則によって定めている。それらは細部においては異なっているが、一般的にはつぎの算式によっている。

38 Robert L. Hahne and Gregory E. Aliff, *Accounting for Public Utilities*, Matthew Bender & Company, 1984, p. 2-21.

料金収入＝営業費用＋公正報酬

すなわち、公益事業料金は営業費用を償い、投下資本に対する公正報酬を保証しうる金額を予測して設定されるのである。その営業費用には事業を運営するのに必要な経常的な営業費のほかに、減価償却費や税金が含められる。また、公正報酬は、その事業を行なうのに必要な資産の評価額（資産価額－減価償却累計額＝料金基礎）に公正報酬率を乗じて得られる。したがって、料金はこの営業費用と資産価額（料金基礎）によって決まるわけで、その両者の合計額が大きいほど、料金は高く設定されることになる。これらの営業費用および料金基礎は会計資料によって算出される。

各種の統制委員会はその料金設定目的に必要な会計方法（収益、費用、設備投資、減価償却、税金等々）を規定する権限を持っている。今日では連邦エネルギー統制委員会か、鉄道および公益事業審議委員全国協会の「統一会計システム」(uniform systems of account)（この両者はきわめてよく似ている）が、ほとんどの州委員会によって採用され、影響力が強いという。³⁹

これらの統一会計システムの定める会計方法は公益事業料金設定という特定の目的のための会計方法であって GAAP と同じではない。統一会計システムと GAAP との差は主として以下の点にある、という。

「通常生ずる相違は、いずれも統制機関による料金設定プロセスに帰因する。発生する主たる相違の一つは、ある項目が純利益の決定に入るタイミング——費用・収益の対応——にある。たとえば、臨時損失は非統制企業の場合には、それが発生した会計期間において認識される。統制企業はしばしばその項目を繰延べて将来期間にわたって償却する。この実務は一般に認められた実務と異なるが、そのコストの回収が確実である場合には認められる。統制企業と非統制企業との間に存在するその他の相違は、一般に認められた会計原則では、ある借方項目を非統制企業の当期利益に対する控除であると考えるときに、統制企業ではその項目を留保利益から控除することに関する。」⁴⁰

39 Ibid., p. 11-2.

40 James E. Suellow, *Public Utility Accounting: Theory and Application*, Michigan State University, 1973, pp. 40-41.

前者の費用計上の認識時点の相違が料金設定に直接かかわることは明らかであるが、後者もまた、当期利益の金額に関係している。このように料金設定という行政目的に規定されて、公益事業料金会計は GAAP とは異なる独自の会計規定を持っている。

しかし、両者を別のものであり、目的の違いからしてやむをえない、としてしまつては公益事業料金に社会的合意を得る制度としては十分ではない(ことに高料金現象が顕著になればなるほど)。

1982年12月に FASB ステイトメント第71号「特定の統制の影響のための会計」が公表された。それは APB オピニオン第2号補遺「統制企業に対する会計原則」に代位するものであり、統制企業の一般目的財務諸表(料金目的の会計方法ではない)に対する GAAP をなすものである。したがって、同ステイトメントは料金統制企業(公益事業)の一般目的財務諸表に対して、その適用を義務づけている。ところで、その主たるポイントは何かといえば、「非統制企業の場合には費用にチャージされるべき発生コストの一部または全部を(一定の条件をみたすものについては)……(統制企業の場合には)資本化しなければならない」(パラ9)という点に典型的に示されているように、料金設定目的からくる公益事業会計と GAAP 会計の違いを、森田教授が指摘されるように、⁴¹ GAAP の特則として認める、ということである。このことはまた、Hahne & Aliff によって、そのことを批判する立場からではあるが、71号は「統制過程において統制機関が要求するいかなる会計処理も会計プロフェッションによって受け入れられ、そして GAAP に従っていると考えられるであろうという印象を、不注意にも作り出してしまったかもしれない⁴²」と表現されている。

41 森田寿一「財務会計基準審議会 (FASB) 『特定の統制の影響のための会計』『日本福祉大学研究紀要』第71号 (1987年3月), 300ページ。

42 Hahne & Aliff, *op. cit.*, p. 12-6.1.

森田寿一「FASB『基準ステイトメント』No. 71の公開草案をめぐるコメントと論評」『日本福祉大学研究紀要』第73号 (1987年9月), 81ページ。

つまり、71号は一般企業の GAAP と異なる公益事業会計を、その状況のもとでの GAAP として認める役割を果たしているのである。公益事業会計の財務諸表も株主や債権者に対して発行されるものについては、当然、公認会計士の監査を受けなければならない。そして、公認会計士はそれが GAAP に準拠しているか否かの意見を表明しなければならない。その場合、料金設定目的とかかわって、一般企業の GAAP とは異なる公益事業会計の財務諸表を、71号は「GAAP に準拠している」ものとして公認会計士が証明することを論理化することに機能するものである。

つまり、GAAP を法のなかに埋没させることなく、そのプロフェッショナル性によって、一般目的会計の原則として位置づけつつ、その権威によって、公益事業会計という特殊目的会計を、それを直接的に支える「統一会計システム」と共同して支えるあり方となっている。そのことによって法として規定される「統一会計システム」のみによっては弱さを持つ公益事業料金現象への社会的合意獲得の装置を補強・補完するのである。

5. GAAP 会計の機能

以上考察してきたように、アメリカにおいては一般に認められた会計原則は一般目的の会計原則として機能している。証券法も会社法も税法も、それぞれの法律において会計方法を詳細に規定するあり方とはっていない。もちろん、それぞれの法目的を達成するための固有の規定は持っている。その特別の規定をのぞけば、明示的に、あるいは暗黙のうちに GAAP を基礎とし、その専門性の権威に依拠するあり方になっている。わが国のように法のなかで会計方法が詳細に定められ、その法の直接的権威によって会計が機能せしめられるのではない。わが国のあり方では、会計は法の規定のなかに吸収され、一般目的の会計は現実には機能しえなくなっている（制度形式としては『企業会計原則』は法の形態をとっていないが）。それに対して、アメリカの場合には、さきに考察したごとく、会計プロフェッ

ン(または私的セクター)の設定する GAAP が会計士とその集団のプロフェッショナル性を主要な基礎とし、さらに SEC による強力な権威づけに支えられて、一般目的の会計原則として設定され、機能している。法の会計はプロフェッションの形成する会計原則をとり入れ、当該の法の権威とともに会計プロフェッションの権威によって、法目的の会計に社会的合意を獲得するあり方になっている。このように、GAAP 会計が一般目的の会計として存在し、同時に法目的の会計の基礎をなし、さらには内容をなすというところに、アメリカ会計のあり方の特徴がある。

もっとも、このような会計のあり方の違いが、会計機能の質的な違いを意味するわけではない。その違いは経済現象の成立を合理化し、促進する会計実務への社会的合意のとり方の違いを意味するにすぎない。会計実務への合意を、主として法の権威に依拠してとるのも一つの形態であれば、会計プロフェッションの権威に依拠するのも一つの形態である。しかし、それらがともに会計実務に対して社会的合意を得るための制度形態であることにはかわりはない。それぞれの形態はそれぞれの社会的・歴史的存在のなかで形成されたもので、いずれかの良否が問われる性質のものではない。その制度形態が存在するのは、それが、存在する社会的・歴史的状况のもとで、税・配当・料金等の経済現象の成立を合理化し促進する会計実務への合意を獲得するうえにおいて、有効に機能する形態であるからである。